

国立大学法人 大阪教育大学 中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1 基礎学力に加えて、興味・関心・意欲・社会経験など多様な観点に立ち、『入学者の受入方針』に適した入学者の選抜を行うため、平成 22 年度入学者から導入する入試方法の効果を検証し、以降の入試方法などを見直す。
- 2-1 教育研究上の目的を明確にし、学位授与の方針を定めて学内外に公表するとともに、学生が身につけるべき学習成果や到達目標を明示する。2-2 学士課程教育で必要となる基礎学力を充実させるため、初年次教育を強化するとともに、教養基礎科目や共通基礎科目を点検し、改善する。
- 2-3 平成 23 年度末までに『学士力をベースにした教職の力量形成を目指す教育システム開発事業』の研究成果をまとめ、平成 26 年度以降の学士課程教育に反映させる。
- 2-4 ICTを活用した教育を充実する。
- 2-5 外国語による調和のとれたコミュニケーション能力の向上を目指し、外国語教育の内容と方法の見直しを図る。
- 2-6 4年間積み上げ方式の教育実習が効果的に行われるようカリキュラムを整備する。
- 2-7 GPA制度の導入などにより、評価基準の明確化及び厳格な成績評価を行う。
- 3 学校や企業へのインターンシップや社会貢献活動を指導・支援するための教育活動を強化する。
- 4-1 大学院においても実践性の高い教職教育を行うことを目指し、カリキュラムを見直す。
- 4-2 大学院で多様な現職教員の教育や研修を行う。
- 4-3 長期履修学生制度の活用法や教育職員免許状取得プログラムを見直し改善する。
- 4-4 社会的需要に応えるため、夜間開講の大学院の教育を拡充する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1 全学的なFD組織を設置し、部局のFD組織と有機的に連携して、FD活動を効果的に実施する。
- 2 授業科目の開講数や受講生数の適正化、時間割の見直しなどを行う。
- 3 北海道教育大学、東京学芸大学及び愛知教育大学との連携を推進し、全国の教員養成教育の諸課題に対応するための機構を設置し、その下に活動拠点としてセンターを置き、全国の教員養成系大学・学部との交流の拠点とする。
- 4 京都教育大学及び奈良教育大学との連携を推進し、資源の相互利用によって教養教育等の大学教育を充実させるとともに、三大学に設置した協議会の下にセンターを置き、教員養成の高度化と質保証を図り連携のリージョナル化に対応した連携拠点とする。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学生指導を充実させるため、指導教員制度を強化する。
- 1-2 学生の進路の変更希望に応えるため、現行の転籍制度を見直し、運用方法

を改善する。

- 1-3 情報基盤システムの整備に関する基本方針により学内情報環境を強化し、電子メールなどを利用した学習相談システムを開発する。
- 1-4 学生の自発的な組織化を支援し、学生の自主的、主体的な企画による活動を促進する。そのため、各種の顕彰制度や補助制度を充実させる。
- 1-5 京都教育大学及び奈良教育大学との連携を推進し、学生主体のセミナーや合同で教員就職対策セミナー等を開催する。
- 1-6 教育振興会や学外支援団体等から学生に対する支援の拡大を図り、課外活動の充実・活性化に必要な措置を行う。
- 2-1 心身に障害のある学生が支障なく就学できるよう、学習・生活支援を充実させる。
- 2-2 経済的に困窮している学生に対する経済的支援策を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 附属学校園、教育委員会等と連携し、教科教育、生徒指導に関する研究を組織的に行うため、適切な組織を編成し、計画的に研究を行う。
- 1-2 学校や教育委員会等と連携して、学校リスクマネジメントに関する研究を継続的に推進し、学校における危機対応システムの構築や研修プログラム作成に取り組む。
- 1-3 研究成果を公表するための中心的な学内組織として、附属図書館のリポジトリシステムを活用する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1 研究協力者として、附属学校園、学校、教育委員会、民間企業、官公庁等から専門知識や実務経験の豊かな人材を積極的に任用する。
- 2 紀要の質の向上を図り、教科教育部門を中心にレフェリー制を導入する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 1-1 教育委員会や自治体との連携協定に基づいて本学の特性を活かした共同事業や協力事業を推進する。
- 1-2 学生が参加できる地域活性化事業を推進するため、組織的に対応できる制度を構築する。
- 2 社会貢献を積極的に推進するため、地域社会における様々なニーズに対応した連携事業の拡大を図る。特に、一般市民向けセミナー等及び各種団体との連携活動等を企画・実施する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 外国語による授業、諸外国での語学研修・文化研修を含む授業を充実させる。
- 1-2 日本語を母語としない児童生徒の教育に対応できる能力を育成するため、日本語教育指導法に関わる授業を開講する。
- 2-1 海外の協定校との間に、大学院におけるダブルディグリー制度を導入する。
- 2-2 留学生及び海外留学を希望する学生のため、必要な授業を開講する。
- 3 発展途上国における学校教育に対する支援を促進する。

- 4 地域の日本語・識字教育や国際理解教育を支援する体制を整え実施する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1-1 安全教育・学校リスクマネジメントを充実させるとともに、学校保健安全法に定める学校保健及び学校安全の充実のため、施設・設備の老朽化等に対応する。
- 1-2 小学校及び特別支援学校において、食育の推進に関する学校環境の整備を進める。
- 2-1 大学が目指す質の高い教員養成のため、学生が附属学校園及び公立学校の両方で教育実習ができるよう大学、附属学校園、教育委員会で協議する場を設け、体系的で効果的な教育実習に努める。
- 2-2 共同研究協議会の下で研究テーマを設定し、大学と附属学校園の連携によって国の拠点校、地域のモデル校となるよう、附属学校園を活用した教育研究を推進する。
- 3-1 学校の管理運営責任者としての職責が果たせるよう、専任の校長等を配置する。
- 3-2 指導教諭を配置して、研究推進と教育環境の充実、教員の教育力の向上を図る。
- 3-3 自律的で効率的な学校運営を行うため、学校評議員からの意見・要望や学校評価を学校の改善に活かすとともに大学における附属学校園教育を支援する組織を整備する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 教員採用数の動向，地域の教育ニーズ，社会的要請等を総合的に勘案し，入学定員の適正規模，組織等の見直しについて検討する。
- 1-2 地域密接に加え広域の拠点となる特定機能を併せ持つ大学として，その機能の強化を加速させるため，国内外の優秀な人材を確保する施策として，人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に，年俸制については，適切な業績評価体制の構築を前提に，退職金に係る運営費交付金の積算対象となる大学教員について年俸制導入等に関する計画に基づき導入・促進を図る。
- 2 現職教員の研修，学校教育活動への支援，共同研究等を行う中核的組織として教職教育研究開発センターを整備・充実する。
- 3-1 法人の業務運営における監事の意見を学長のリーダーシップに反映させるとともに，経営協議会で示された意見に適切に対応し，その状況をウェブページで公表する。また，ステークホルダーの意見を把握・分析し，その結果を法人運営に活用する。
- 3-2 理事の下に設置する運営機構室の機能の見直しを進め，法人と大学の一体的運営の改善・強化を図る。
- 3-3 法人本部の事務体制を強化するため，職員の専門性を高めるとともに高度な専門的知識・技能を有する外部人材を任用する。また，女性等の能力の一層の活用など，多様な人材の大学教員の任用に努める。
- 3-4 財務データを分析し，新たな財務分析手法を構築することで，学長のリーダーシップによる機動的予算配分を行う。
- 4 監事及び監査室が連携関係を強化し，監査結果等について，業務運営への確に反映させるなど，内部統制の強化を図る。そのために，マネジメントサイクルによる組織的な大学の経営体制を整備し，大学経営の活性化を図る。
- 5 教育研究支援，学生サービス，社会連携・貢献における事務組織の在り方を見直すとともに，これらに関わる職員の専門性及び業務スキルの向上を図る。また，学生の就職相談・支援体制強化及びキャリア教育の充実のため，キャリアセンターを設置し，総合的な就職支援体制を充実させる。
- 6 事務情報化の推進など，コスト意識向上につながる業務処理体制の整備を進めるとともに，アウトソーシングを含む業務の効率化を進める。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1 他機関と共同して事務を実施することにより管理的経費の節減や人的資源の活用を推進する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1-1 受託事業、受託研究、共同研究などの外部資金や競争的資金並びに科学研究費補助金の獲得に取り組む教員を70%以上とするメリハリのある研究費配分制度を構築する。
- 1-2 大型の競争的資金や外部資金などの獲得につながる可能性のあるシーズを複数年度にわたるプロジェクトとして育成する制度を創設し、その予算枠を確保する。
- 1-3 有料の講座や講習会を充実させ、自己収入の拡大の仕組みを設ける。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

- 1 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

- 1 管理的経費の内容を精査し、効果的な抑制策を構築するとともに、競争性、透明性を確保した適正な契約手続き制度の整備を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 大学資産の貸付対象やその方法を検証し、国立大学法人制度に則った新たな収入獲得の仕組みを構築する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1-1 教育・研究・社会的活動・業務運営に関する点検・評価を効果的かつ計画的に実施する。また、評価結果と課題に対する学内外の意見を踏まえた改善に取り組み、その結果を公表する。
- 1-2 教育・研究・社会的活動・業務運営に関する組織的活動の充実のため、教職員の個人評価の項目・評価方法等の見直しを進める。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1 利便性・安全性・効率性のバランスのとれたICT活用ができるマネジメント体制を確立する。また、情報セキュリティ意識の向上に資する教育プログラム等を実施するとともに、情報システムセキュリティのより一層の強化を図る。
- 2-1 学生の参画による広報活動など、大学広報の充実を図る。
- 2-2 大学内外の情報交換の中心的ツールであるウェブページの充実を図ることにより、利用者の利便性向上と大学のイメージアップを図る。
- 2-3 マスコミへのニュースリリースを日常的に提供するシステムの構築を通して、大学の情報発信力を高める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学生の自発的な学習の場となる自習室や授業実践力向上のために必要となる模擬授業実習室を整備するとともに、魅力あるキャンパス環境整備を行うためアメニティスペースの充実を図る。
- 1-2 情報基盤システムに関する基本方針を策定し、情報処理センターをハブとする情報基盤システムを強化し、端末規模を拡大しオープン利用スペースを更に広げるとともに、図書館や普通教室でもICTを活用した学習や授業が可能となるよう整備する。
- 1-3 都市型と郊外型のキャンパス機能に応じた環境整備を進める。
- 1-4 心身に障害のある学生が支障なく就学できるよう、ユニバーサルデザイン等の視点から施設環境等の整備をさらに進める。
- 1-5 施設設備の機能保全・維持管理計画に基づき、施設設備の安全かつ良好な状態を保持する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1-1 附属学校園及び大学キャンパスの安全確保のための各種セキュリティ対策を講じる。
- 1-2 附属学校園における安全管理の状況について、定期的な実態調査を実施し、点検、見直し、改善を継続して行い、事件・事故の未然防止を図る。
- 1-3 幼児・児童・生徒を対象に災害訓練、危機対応訓練等を実施する。
- 1-4 学生及び教職員を対象に救命講習、災害訓練、危機対応訓練等を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- 1-1 経営協議会での審議事項を精選し、実質的審議が行われるよう運営面に配慮する。
- 1-2 監査室の体制整備を行うとともに、自浄機能が働く仕組みを構築する。
- 1-3 職責に応じた研修システムを確立し、法令遵守意識の向上を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

16億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はないものとする。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、

- ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総額 198	国立大学財務・経営センター 施設費交付金（198）

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成22年度以降は21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 人事に関する計画

効率的な大学運営に資する観点から職員配置の年次計画を策定し、各年度における業務等を精査し、学内組織の職員数の適正化を推進する。

（参考）中期目標期間中の人件費総額見込み38,555百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担はないものとする。

4 積立金の使途

教育、研究に係る業務及びその附帯業務。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 大阪教育大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	37,582
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	198
自己収入	18,024
授業料及び入学料検定料収入	17,567
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	457
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,099
長期借入金収入	0
計	56,903
支出	
業務費	55,606
教育研究経費	55,606
診療経費	0
施設整備費	198
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,099
長期借入金償還金	0
計	56,903

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 38,555百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人大阪教育大学退職手当規程に基づいて支給することとなるが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y)$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A (y) = E (y) + F (y) - G (y)$$

$$(1) E (y) = E (y - 1) \times \beta (\text{係数})$$

$$(2) F (y) = \{ F (y - 1) \times \alpha (\text{係数}) \} \times \beta (\text{係数}) \pm S (y) \pm T (y) \\ \pm U (y)$$

$$(3) G (y) = G (y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において

当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特種要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 大阪教育大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	56,705
經常費用	56,705
業務費	54,132
教育研究経費	11,669
診療経費	0
受託研究費等	238
役員人件費	515
教員人件費	33,506
職員人件費	8,204
一般管理費	1,635
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	938
臨時損失	0
収入の部	56,705
經常収益	56,705
運営費交付金収益	37,067
授業料収益	14,393
入学金収益	2,212
検定料収益	582
附属病院収益	0
受託研究等収益	238
寄附金収益	818
財務収益	56
雑益	401
資産見返負債戻入	938
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 大阪教育大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	57,014
業務活動による支出	52,741
投資活動による支出	4,162
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	111
資金収入	57,014
業務活動による収入	56,705
運営費交付金による収入	37,582
授業料及び入学料検定料による収入	17,567
附属病院収入	0
受託研究等収入	238
寄附金収入	861
その他の収入	457
投資活動による収入	198
施設費による収入	198
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	111

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表（収容定員）

平成22年度	教育学部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人)
	教育学研究科 442人 (うち修士課程 442人)
平成23年度	教育学部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人)
	教育学研究科 442人 (うち修士課程 442人)
平成24年度	教育学部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人)
	教育学研究科 442人 (うち修士課程 442人)
平成25年度	教育学部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人)
	教育学研究科 442人 (うち修士課程 442人)
平成26年度	教育学部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人)
	教育学研究科 442人 (うち修士課程 442人)
平成27年度	教育学部 3,910人 (うち教員養成に係る分野 2,290人)
	教育学研究科 412人 (うち修士課程 412人)
	連合教職実践研究科 30人 (うち専門職学位課程 30人)